

亀山市公告第61号

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年亀山市条例第34号）第3条第1項の規定により公共下水道の負担区を定めたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年8月17日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 負担区の名称 第6負担区
- 2 負担区の区域 羽若町、住山町、阿野田町、海本町、天神一丁目、天神二丁目、田村町、太森町、川崎町、能褒野町及び関町木崎の各一部
- 3 負担区の地積 94.9ha